

Ⅱ. 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は6社です。

名 称	主要な業務の内容
群馬中央興業株式会社	物品等の輸送、現金自動設備の保守等業務
群馬財務（香港）有限公司	金融・証券業務
ぐんぎんリース株式会社	リース業務
群馬信用保証株式会社	保証業務
ぐんぎん証券株式会社	証券業務
ぐんぎんコンサルティング株式会社	コンサルティング業務

- (3) 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当事項はありません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
制限等はありません。

2. 中間連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

32頁「Ⅰ. 自己資本の構成に関する開示事項」に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。